

京都市保育所条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成25年11月1日

京都市長 門川 大作

京都市規則第46号

京都市保育所条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市保育所条例の一部を改正する条例（平成24年11月1日京都市条例第11号）
中第2条の規定の施行期日は、平成25年11月5日とする。

（保健福祉局子育て支援部保育課）